

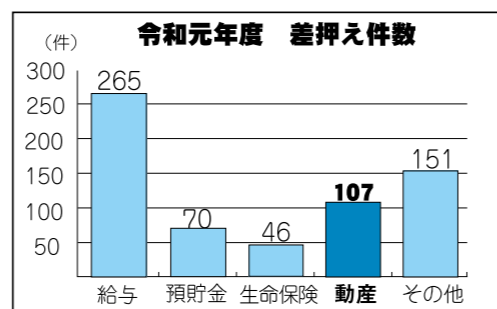
はくそろ！税の滞納

— 公平な納税のために —

市では、税の公平性を確保するため、滞納処分の強化に取り組んでいます。

令和元年度の市税等の滞納による差押え件数は、639件でした。

特に、居宅や事務所への立入調査を行う「捜索」を強化しており、昨年は9回実施し、動産を107点差押えました。



窓口公売会のご案内

市税等の滞納処分により差押えた動産を、市役所納税課の窓口で期間入札の方法で公売します。なお、公売財産の売却代金は滞納市税等へ充当されます。

◆公売財産

公売財産はすべて中古品です。草刈り機や高圧洗浄機、絵画、テーブル、釣り竿、陶器、工具、焼酎、アウトドア用品など、合計40点です。

◆入札期間

入札の期間および時間は、8月17日（月）から8月31日（月）までの、平日午前9時から午後5時までです。

※初日は正午から開始、最終日は午後1時で終了

◆入札の流れ

- ①入札 入札期間中に、専用入札書に記入の上、納税課まで提出してください。入札書の提出は、1人1枚までです。同一人物が2枚以上の入札書を提出した場合はいずれも無効になります。
- ②開札 売却区分ごとに、最高価申込者を決定の上、電話で連絡します。最高価額での入札者が複数存在する場合は、追加入札を行います。
- ③引渡し 最高価申込者には買受代金を全額納付していただき、その後公売財産を引き渡します。



※写真は公売財産の一部です。



新型コロナウイルスの影響による収入減少や災害、病気、失業などやむを得ない理由で税金を納期限内に納めることが困難な場合は、放置せずに早めにご相談ください。

詳しくは市HPを確認ください



▲市HP QRコード

【問い合わせ】納税課納税推進係
☎ 83・8489 FAX83・6205

真岡市若者・子育て世代 定住促進住宅取得支援事業

市では、若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図っています。その取り組みの一つとして、市内に住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を、課税された初年度から最長で3年間補助します。

令和2年度の補助対象者（以下の全ても満たす方）

- ①【新築住宅取得の場合】平成29年1月2日～令和2年1月1日の間に、市内に新築住宅を取得し、取得した住宅に係る固定資産税が今年度課税された方および共有名義人
【中古住宅取得の場合】平成31年1月2日～令和2年1月1日の間に、市内に中古住宅を取得し、取得した住宅に係る固定資産税が今年度課税された方および共有名義人
- ②取得した住宅を生活の本拠としている方（賃貸等を目的とした住宅は対象外）
- ③令和2年4月1日現在、住宅取得者に中学生以下の子がいる方
- ④世帯全員に、市税および税外収入金に滞納がない方

補助金額

- 【新築住宅取得の場合】 固定資産税の法定減額措置により減額された額の2分の1
転入世帯は、減額された額と同額
- 【中古住宅取得の場合】 中古住宅取得時の評価額で算出した固定資産税の法定減額措置相当の額の2分の1
転入世帯は、固定資産税の法定減額措置相当の額と同額
算出された額の3カ年分を一括交付

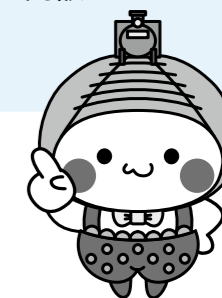
補助金限度額：1会計年度10万円

申請受付期間

9月1日（火）～10月30日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

申請方法等

申請書を記入し、必要書類を添えて建設課住宅係に提出してください。申請書は、建設課および二宮支所窓口を設置しています。なお、市のホームページからも取得可能です。



◆令和元年度の補助を受けた方についても、令和2年度の補助を受ける場合は、申請書および請求書の提出が必要です。（添付書類は不要）

◆平成30年度、令和元年度の補助対象で未申請だった方でも、対象者の要件を満たしていれば、令和2年度の申請は可能です。

詳しくは市HPを確認ください



▲市HP QRコード

【問い合わせ】建設課住宅係
☎ 83・8694 FAX83・6240